

原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車(農耕作業用、その他)などを所有している方に課税します。

お持ちの車両を廃車したり、他人へ譲渡した場合は、3月中に手続きを済ませてください。未手続きの方は引き続き課税となります。

▶ 手続き場所

市民税課、区役所税務課、総合出張所

※本市窓口での受付は、排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車(農耕作業用、その他)に限ります。

▶ 廃車

- ・持参物:ナンバープレート、所有者の印鑑
- ・確認事項:車名、車台番号、排気量(盗難の場合は被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号)

▶ 名義変更

- ・持参物:新所有者と旧所有者の印鑑、免許証など(新所有者の住民登録が市外の場合)
- ・確認事項:ナンバープレートの番号、車名、車台番号、排気量(「販売または譲渡した証明」欄の記入・押印必須)

※軽自動車税は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。定置場が市外に変わる場合は手続きが必要です。

詳しくは、市ホームページまたは市民税課(☎328-2181)、区役所税務課へ。

防災

春季全国火災予防運動について

『忘れてない? サイフにスマホに 火の確認』(平成30年度全国統一防火標語)

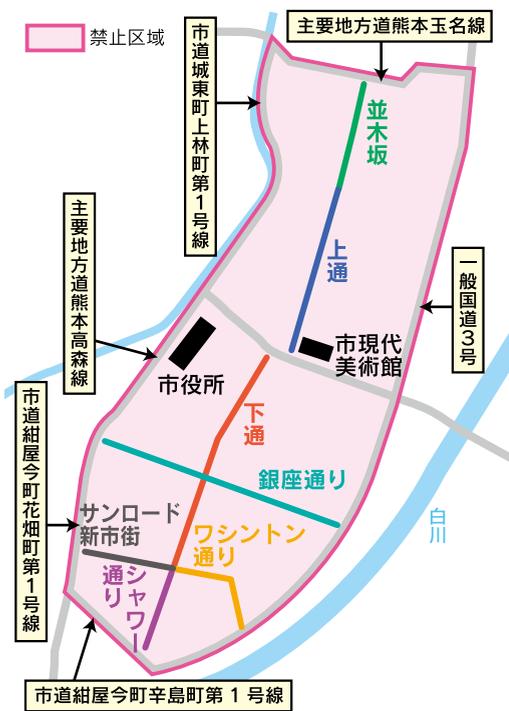
3月1日から7日まで、春季全国火災予防運動を実施します。この運動は、市民の皆さんに防火、防災に関する意識をさらに高めていただくことにより、火災の発生を予防し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることが目的です。

熊本市客引き行為等禁止地区が決定しました

禁止規定

4月1日から、客引き行為等禁止地区における

- ①客引き行為・客待ち行為(全ての業種)
- ②勧誘(スカウト)行為・勧誘待ち行為
- ③客引き行為・勧誘行為を用いた営業



詳しくは、生活安全課(☎328-2397)へ。

また、この時季は空気が乾燥し火災発生の危険性が高まるので、火の取り扱いには十分注意してください。

一人一人の心掛けで、火災のない安全な街づくりを目指しましょう。

■スプレー缶などによる火災に注意

市消防局管内でスプレー缶などによる火災は、平成26年から5年間で18件発生しています。スプレー缶の多くはLPGなどの可燃性のガスが使用されているため、取り扱い時は火気厳禁です。

使用方法を誤ると、可燃性ガスが原因で、火災や爆発を起こす可能性があるため、使用する際は火気厳禁はもちろんのこと、必ず製品に記載されている注意書きを確認しましょう。

詳しくは、予防課(☎363-0263)へ。

衛生・上下水道

飲用水の安全に注意を

飲用水として貯水槽設備や井戸を使う方は、次の点に注意しましょう。

水道水や井戸水を一旦貯水槽に貯めて、飲用水として使用している方(高層の共同住宅など)

管理者による貯水槽などの適切な管理が必要です。毎年1回、清掃と水質検査を実施してください。

個人や共同で井戸を掘り、飲用水として使用している方(未給水区域内の住宅など)

使用開始前に、水質検査を実施してください。また、使用開始後も毎年1回以上水質検査を実施してください。

井戸の周辺は常に清潔に保つようしてください。

詳しくは、生活衛生課(☎364-3187)へ。

浄化槽の清掃は年1回以上行いましょう

浄化槽は使用するにつれて、槽内に汚泥が堆積します。浄化槽の機能を維持するには、清掃して汚泥を引き抜く必要があります。浄化槽の清掃は、年に1回以上(全ばつ気型は半年に1回以上)必ず行いましょう。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

環境・ごみ

緑の募金運動に協力ください ~その手から つながる未来 広がる緑~

緑化意識の普及啓発を図り、緑豊かな街づくりを推進していくため、本年も緑の募金(緑の羽根)運動を行います。皆様のご協力をお願いします。



▶ 募金期間 3月1日~5月31日

▶ 募金方法 自治会ごとに取りまとめ、専用の振込用紙でお振込みください

詳しくは、熊本市地域みどり推進協議会(環境共生課(☎328-2352))へ。

事業ごみは市の収集には出せません

「事業ごみ」とは、店舗・事務所・病院・学校・農業などの業種や規模にかかわらず、事業活動に伴って生じたすべてのごみのことです。

事業ごみは、事業者の責任で適正に処理することが法律および条例で義務付けられています。たとえ少量であっても、ごみステーションに出すことはできません。

事業者が自ら処理施設に持ち込むか、本市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の許可を持つ業者に処理を委託してください。

詳しくは、熊本市一般廃棄物処理業協同組合(☎285-8882)または市ホームページ内で「一般廃棄物収集運搬業」で検索してください。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

都市計画道路中九州横断道路大津熊本線(仮称)の環境影響評価準備書の説明会

都市計画道路中九州横断道路大津熊本線(仮称)の環境影響評価準備書の説明会を開催します。また、環境影響評価準備書と都市計画案の縦覧を行います。意見がある場合は、意見書を提出することができます。

【環境影響評価準備書の説明会】

ルートに関する説明ではなく、環境影響評価法に基づく準備書の内容に関する説明を行います。

▶ 日時 3月13日(水) 午後7時~

▶ 場所 植木文化ホール

※合志市、大津町は、別日程で説明会を実施。詳しくは、県・市ホームページへ。

【環境影響評価準備書と都市計画案の縦覧】

▶ 期間 2月22日(金)~3月22日(金)(土・日、祝日除く) 午前8時半~午後5時15分

▶ 場所 (国)熊本河川国道事務所調査第二課、(県)都市計画課、(市)都市政策課、北区役所総務企画課

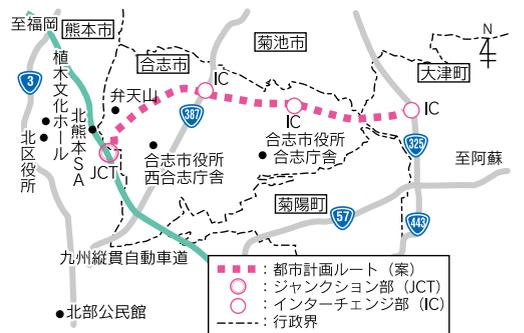
▶ インターネットによる公表

市ホームページに掲載

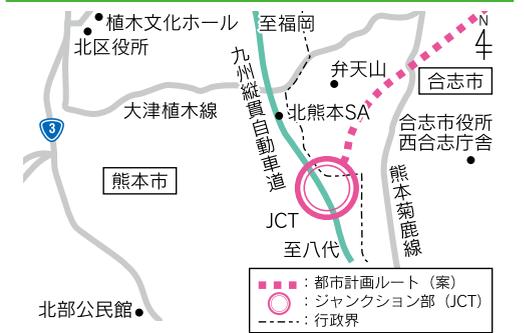
▶ 意見書の提出方法 2月22日~4月5日までに所定の様式に記載のうえ、持参、郵送、ファクス(351-2182)またはメール(toshiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601都市政策課へ

詳しくは、縦覧場所、県および市ホームページへ。

都市計画道路中九州横断道路大津熊本線(仮称)位置図



熊本市域拡大図



(都市政策課 ☎328-2502)